

報道関係者 各位

令和元年9月18日
(照会先)
年金給付部
給付企画グループ長 神 陽美
(電話直通 03-6892-0769)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

令和2年分扶養親族等申告書の送付

令和2年分扶養親族等申告書を対象のお客様へ、9月18日から順次、お送りすることとしましたのでお知らせします。なお、提出期限は令和元年10月31日(木)となっています。

1. 送付時期及び件数

送付時期	対象のお客様	件数
令和元年9月18日～ 令和元年10月2日	最新の年金額が、以下の金額である老齢年金・退職年金の受給者 65歳未満 ^(※) の方 年間108万円以上 65歳以上 ^(※) の方 年間158万円以上	約820万件

※令和2年12月31日時点の年齢

2. お送りする書類

お送りする書類は、以下の3点です。

なお、前回扶養親族等申告書を提出された方へは【継続用】を、提出されていない方へは【新規用】をお送りします。

- ・「扶養親族等申告書」(別添1)
- ・「大切なお知らせ」(別添2)
- ・「作成と提出の手引き」(※)

※当機構ホームページの「『令和2年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の送付について」に掲載しています。

3. 提出にあたっての留意事項

- ① 昨年までは、扶養親族等申告書が未提出の場合、税率 10.21%が適用されていましたが、税制改正に伴い、未提出の場合でも、税率 5.105%が適用されることとなります。
よって、以下の全てに該当される方は提出する必要はありません。

- ・控除対象となる配偶者または扶養親族がいない。
- ・ご本人が障害者または寡婦(寡夫)に該当しない。

- ② そのほか、税制改正に伴い、扶養親族等申告書に記入する所得見積金額の計算方法等が変更されています。詳しくは同封のパンフレット(「作成と提出の手引き」)や、日本年金機構のホームページをご覧ください。ホームページには記入方法を説明する動画やご不明な点をご案内するチャットボット^(※)も掲載します。

※「チャットボット」とは、コンピュータを利用して文字入力による会話形式のコミュニケーションを自動的に行うプログラムです。

4. 扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル

本件に関するお客様からのお問い合わせは、「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」で承ります。

通常の受付日の他、申告書の「記入・提出方法」に関しては、以下の土曜日も、午前 9 時 30 分から午後 4 時 00 分までの間でお問い合わせいただけます。

令和元年 9 月 21 日(土)、9 月 28 日(土)、10 月 5 日(土)

扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル



0570-081-240 (ナビダイヤル)

050 から始まる電話でおかけになる場合は (東京) 03-6837-9932

受付時間: 月 曜 日 午前 8:30～午後 7:00

火～金曜日 午前 8:30～午後 5:15

第2土曜日 午前 9:30～午後 4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7:00 までお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12 月 28 日～1 月 5 日はご利用いただけません。

5. 「扶養親族等申告書チャットボット」(実証実験)のご案内

有効性等を検証する実証実験として、このたび、扶養親族等申告書に関する定型なお問い合わせに自動応答できるチャットボットを開設しました。

開設期間中、お客様からのお問い合わせに対し、対話形式により自動で 24 時間リアルタイムに対応しますので、是非ご利用ください。

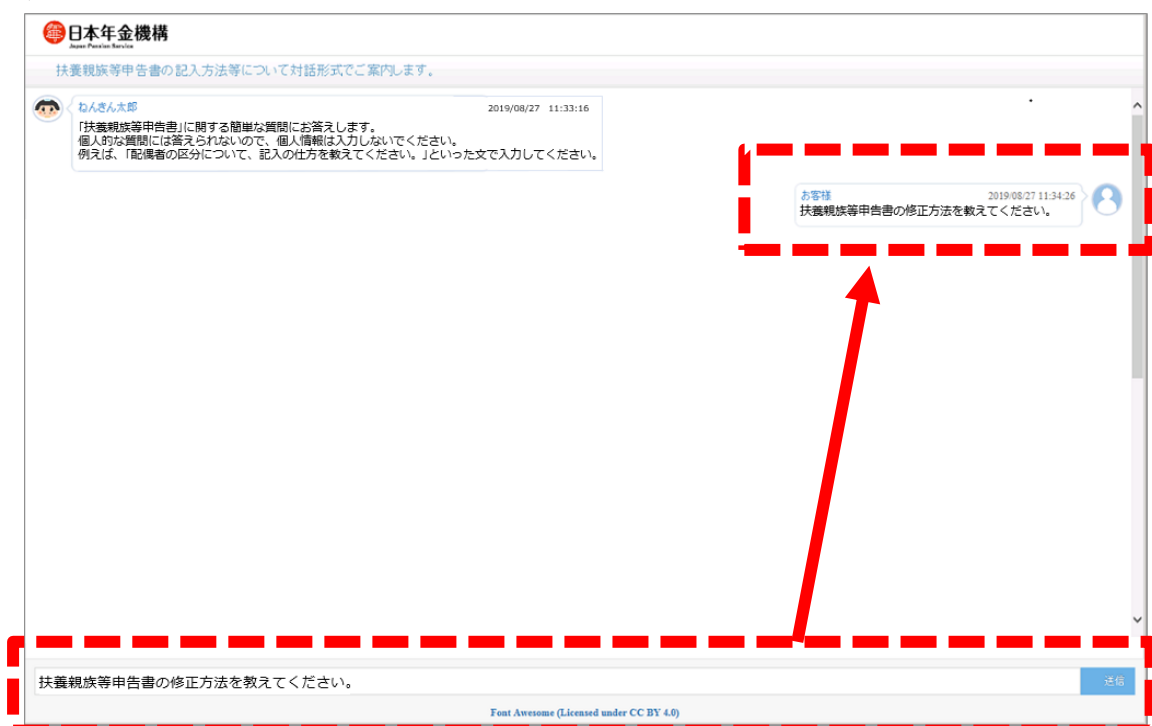
【期間】 令和元年9月18日～令和元年10月31日(予定)

【利用方法】 以下の①～④の順にご利用ください。

- ① 日本年金機構ホームページへアクセスし、今月のご案内の「お問い合わせに對話形式により自動で対応します」バナーをクリックしてください。



- ② ページ下部にある入力欄へご質問を入力し、送信ボタンをクリックすると、ご質問が表示されます。



③ 回答が表示されます。



日本年金機構

Japan Pension Service

扶養親族等申告書の記入方法等について対話形式でご案内します。



ねんさん太郎

2019/08/27 11:33:16

「扶養親族等申告書」に関する簡単な質問にお答えします。
個人的な質問には答えられないので、個人情報を入力しないでください。
例えば、「配偶者の区分について、記入の仕方を教えてください。」といった文で入力してください。



お客様

2019/08/27 11:34:26

扶養親族等申告書の修正方法を教えてください。



ねんさん太郎

2019/08/27 11:34:26

「扶養親族等申告書の修正方法を教えてください。」についてお答えします。

- 自筆部分を修正する場合
自筆箇所の訂正については二重線で抹消し、項目内の余白に正しい内容を記載してください。
- 印字部分（前年の申告内容）を訂正する場合
変更のある箇所を二重線で抹消した上で、変更後の内容を記入してください。（訂正印は不要です。）
※前年の扶養親族等申告書において誤りがある場合は、お手数ですが確定申告により所得税の精算が必要な場合がありますので、源泉徴収票が1月に送付されましたら、確定申告の要否について近頃の税務署にご相談ください。



ねんさん太郎

2019/08/27 11:34:26

引き続き、質問がある場合は入力してください。質問が無い場合は、回答が役に立ったかお答えください。

役に立った

役に立たなかった

ここにあなたの質問を入力して下さい ...

送信

Font Awesome (Licensed under CC BY 4.0)

④ 引き続きご質問がある場合は、入力欄へ質問を入力してください。

質問が無い場合は、チャットボットがお役に立ったかボタンをクリックしてお答えください。

以上

令和2年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

0

ア 前年から「変更なし」で申告します。→④受給者欄にご本人の氏名を記入し、押印のうえ
ご提出ください。他の項目はご記入不要です。**イ** 前年から「変更あり」で申告します。→「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がな
い箇所も含め、該当項目をご確認ください。

QR

提出期限

令和元年 XX月 XX日

提出年月日 令和 年 月 日

99999 99999 9999
99999 99999 99999

共済

A 受給者

フリガナ	ネンキン タロウ	1	本人障害 (該当なしの場合は 記入不要)	1. 普通障害	2. 特別障害	
氏名		印	寡婦・寡夫 (該当なしの場合は 記入不要)	1. 寡婦 (女性)	2. 特別寡婦 (女性)	3. 寡夫 (男性)
電話番号		2	本人所得 (該当なしの場合は 記入不要)	年間所得の見積額が900万円を 超える場合は右の欄に○をしてください。		
生年月日	昭和 25年 11月 30日	3				

B 控除対象となる配偶者

4	源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	5	配偶者の区分	6	配偶者障害 該当なしの場合 は記入不要	7	同居・別居 の区分
フリガナ	ネンキン ヨシコ	配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当の方 は右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が 158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が 108万円以下の方 上記以外の方は、「手引き」を 参照し、右の欄に年間所得の 見積額をご記入ください。 (収入がない方はゼロを記入)	○	1. 普通障害	2. 特別障害	1. 同居	2. 別居
氏名	年金 好子						
続柄	1. 夫 2. 妻						
生年月日	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 年 月 日 20 10 24			8	配偶者老人区分	2. 老人 配偶者の見積額が48万円以下 かつ70歳以上の場合に該当	
個人番号 (マイナンバー)	収録済	* * * * *	機構 使用欄				

C 扶養親族 (3人目以降は裏面にご記入ください)

9	控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	続柄	10	特定・老人の種別	11	障害 該当なしの場合 は記入不要	12	同居・別居 の区分	13	年間所得 の見積額
フリガナ	ネンキン イチロウ	3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日 13 8 11	1. 特定 2. 老人	1. 普通障害	1. 同居	48万円 以下			
氏名	年金 一郎				2. 特別障害	2. 別居	48万円 超			
フリガナ	ネンキン トミコ	3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日 12 4 9	1. 特定 2. 老人	1. 普通障害	1. 同居	48万円 以下			
氏名	年金 登美子				2. 特別障害	2. 別居	48万円 超			
個人番号 (マイナンバー)	未収録									

C 扶養親族（続き）

9 控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※		続柄	10 生年月日 特定・老人の種別	11 障害 該当なしの場合は記入不要	12 同居・ 別居の 区分	13 年間所得 の見積額
フリガナ		3 子	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日	1. 普通障害	1. 同居	48万円以下
氏名		4 孫		2. 特別障害	2. 別居	48万円超
機構 使用欄		5 父母祖父母	1. 特定 2. 老人			
個人番号 (マイナンバー)		6 兄弟姉妹				
フリガナ		7 その他				
氏名		8 甥姪等				
機構 使用欄		9 三親等以内の親族				
個人番号 (マイナンバー)						
フリガナ		3 子	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日	1. 普通障害	1. 同居	48万円以下
氏名		4 孫		2. 特別障害	2. 別居	48万円超
機構 使用欄		5 父母祖父母	1. 特定 2. 老人			
個人番号 (マイナンバー)		6 兄弟姉妹				
フリガナ		7 その他				
氏名		8 甥姪等				
機構 使用欄		9 三親等以内の親族				
個人番号 (マイナンバー)						
フリガナ		3 子	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日	1. 普通障害	1. 同居	48万円以下
氏名		4 孫		2. 特別障害	2. 別居	48万円超
機構 使用欄		5 父母祖父母	1. 特定 2. 老人			
個人番号 (マイナンバー)		6 兄弟姉妹				
フリガナ		7 その他				
氏名		8 甥姪等				
機構 使用欄		9 三親等以内の親族				
個人番号 (マイナンバー)						
フリガナ		3 子	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日	1. 普通障害	1. 同居	48万円以下
氏名		4 孫		2. 特別障害	2. 別居	48万円超
機構 使用欄		5 父母祖父母	1. 特定 2. 老人			
個人番号 (マイナンバー)		6 兄弟姉妹				
フリガナ		7 その他				
氏名		8 甥姪等				
機構 使用欄		9 三親等以内の親族				
個人番号 (マイナンバー)						

D 摘要欄

14 摘要	
-------	--

〒 × × × - × × × ×

杉並区 高井戸西 × - ○ ○ - △ △

QR

個人番号（マイナンバー）について

- ・ 番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
- ・ 記入がない場合でも、記入がないことのみをもって申告書を受理しないことはありません。
- ・ 記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

※扶養親族（16歳未満）の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載を兼ねています。

(年金の支払者)

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長
法人番号 6000012070001

年金 太郎 様

令和2年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

提出年月日 令和 年 月 日

QR

提出期限

令和元年 XX月 XX日

99999 99999 9999
99999 99999 99999

A 受給者

共済

フリガナ	ネンキン タロウ	1 本人障害 (該当なしの場合は記入不要)	1. 普通障害	2. 特別障害	
氏名		2 寡婦・寡夫 (該当なしの場合は記入不要)	1. 寡婦 (女性)	2. 特別寡婦 (女性)	3. 寡夫 (男性)
電話番号		3 本人所得 (該当なしの場合は記入不要)	年間所得の見積額が 900万円 を超える場合は右の欄に○をしてください。		
生年月日	昭和 25年 11月 30日				

B 控除対象となる配偶者

4	源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	5 配偶者の区分	6 配偶者障害 該当なしの場合は記入不要	7 同居・別居 の区分
フリガナ		配偶者の収入が年金のみで、 下記1, 2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が108万円以下の方	1. 普通障害	1. 同居
氏名				
続柄	1. 夫 2. 妻	上記以外の方は、「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください。 (収入がない方はゼロを記入)	2. 特別障害	2. 別居
生年月日	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 年 月 日			
個人番号 (マイナンバー)		万円	8 配偶者老人区分 2. 老人 配偶者の見積額が48万円以下かつ70歳以上の場合に該当	

C 扶養親族 (3人目以降は裏面にご記入ください)

9	控除対象扶養親族 (16歳以上) または扶養親族 (16歳未満) ※	10 特定・老人の種別	11 障害 該当なしの場合は記入不要	12 同居・別居 の区分	13 年間所得 の見積額	
フリガナ		3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日	1. 普通障害	1. 同居	48万円 以下
氏名						
続柄		1. 特定 2. 老人	1. 普通障害	1. 同居	48万円 以下	
生年月日						
個人番号 (マイナンバー)		1. 特定 2. 老人	2. 特別障害	2. 別居	48万円 超	
フリガナ						
氏名		1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日	1. 普通障害	1. 同居	48万円 以下	
続柄						
生年月日		1. 特定 2. 老人	2. 特別障害	2. 別居	48万円 超	
個人番号 (マイナンバー)						

C 扶養親族（続き）

9 控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※		続柄	10 生年月日 特定・老人の種別	11 障害 該当なしの場合は記入不要	12 同居・別居の区分	13 年間所得の見積額
フリガナ		3 子	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日	1. 普通障害	1. 同居	48万円以下
氏名		4 孫		2. 特別障害	2. 別居	48万円超
フリガナ		5 父母祖父母	1. 特定 2. 老人			
氏名		6 兄弟姉妹				
フリガナ		7 その他				
氏名		8 甥姪等				
フリガナ		9 三親等以内の親族				
フリガナ		3 子	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日	1. 普通障害	1. 同居	48万円以下
氏名		4 孫		2. 特別障害	2. 別居	48万円超
フリガナ		5 父母祖父母	1. 特定 2. 老人			
氏名		6 兄弟姉妹				
フリガナ		7 その他				
氏名		8 甥姪等				
フリガナ		9 三親等以内の親族				
フリガナ		3 子	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日	1. 普通障害	1. 同居	48万円以下
氏名		4 孫		2. 特別障害	2. 別居	48万円超
フリガナ		5 父母祖父母	1. 特定 2. 老人			
氏名		6 兄弟姉妹				
フリガナ		7 その他				
氏名		8 甥姪等				
フリガナ		9 三親等以内の親族				
フリガナ		3 子	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日	1. 普通障害	1. 同居	48万円以下
氏名		4 孫		2. 特別障害	2. 別居	48万円超
フリガナ		5 父母祖父母	1. 特定 2. 老人			
氏名		6 兄弟姉妹				
フリガナ		7 その他				
氏名		8 甥姪等				
フリガナ		9 三親等以内の親族				
フリガナ		3 子	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日	1. 普通障害	1. 同居	48万円以下
氏名		4 孫		2. 特別障害	2. 別居	48万円超
フリガナ		5 父母祖父母	1. 特定 2. 老人			
氏名		6 兄弟姉妹				
フリガナ		7 その他				
氏名		8 甥姪等				
フリガナ		9 三親等以内の親族				

D 摘要欄

14

摘要

個人番号（マイナンバー）について

- ・番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
- ・記入がない場合でも、記入がないことのみをもって申告書を受理しないことはありません。
- ・記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

〒 × × × - × × × ×

杉並区 高井戸西 × - ○ ○ - △ △

QR

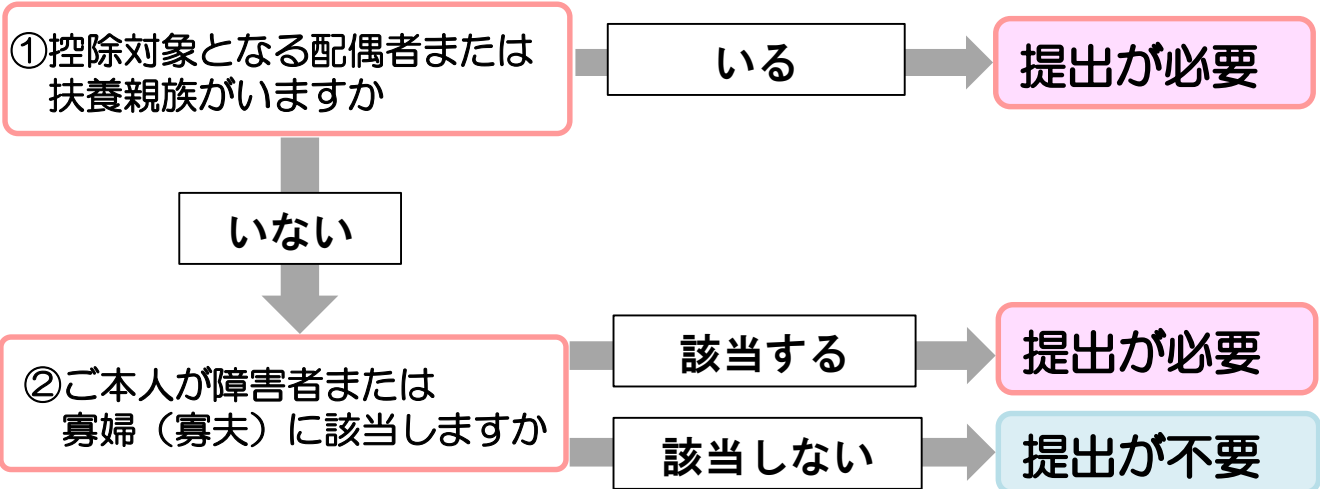
年金 太郎 様

※扶養親族（16歳未満）の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載を兼ねています。

(年金の支払者)

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長
法人番号 6000012070001

扶養親族等申告書の提出をお願いします 提出すると該当する控除が受けられます



提出されない場合でも、源泉徴収の所得税率（5.105％）は変更ありません

控除対象の条件や障害者、寡婦については同封の「手引き」をご覧ください

扶養親族等申告書 記入方法のポイント

確認

申告書にてあらかじめ記載されている配偶者・扶養親族に変更があるかをご確認ください

変更・追加がない場合

提出年月日、ご本人の氏名を記入（代筆する場合は押印）

変更・追加がある場合

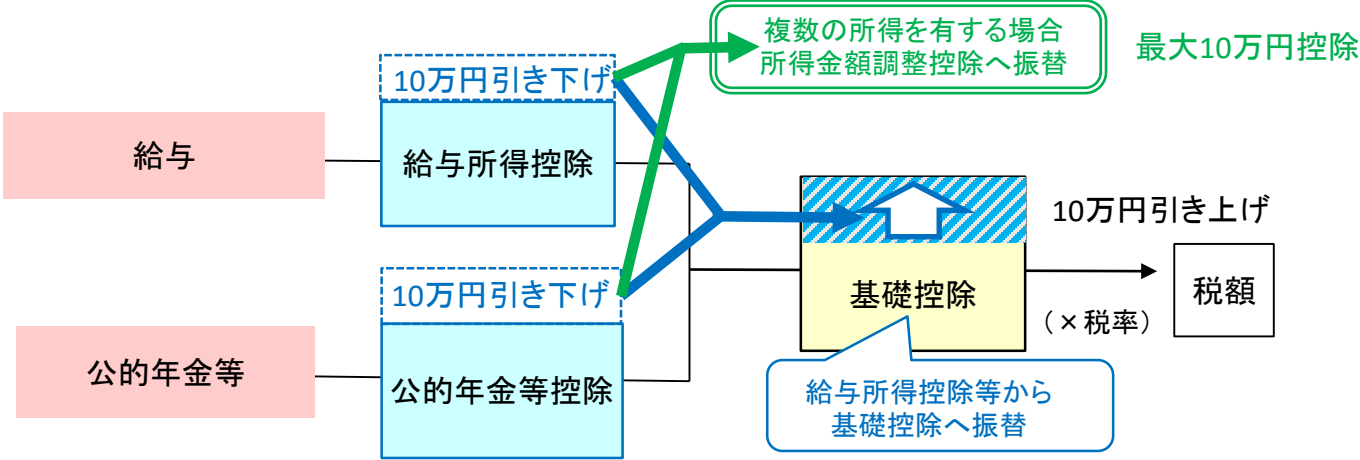
同封の「手引き」を参照し記載内容を訂正・追加

投函

返信用封筒に切手を貼って申告書を封入し、申告書に記載されている提出期限までに届くよう、投函ください

○所得額の計算方法の変更

今回の改正により、給与所得控除額、公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げとなりますが、基礎控除が10万円引き上げとなります。



※給与または公的年金等の所得があり、給与収入が850万円以下の方および公的年金等の金額が1,000万円以下の方は、収入に前年から変更がない場合でも、所得見積額は原則10万円引き上がります。

○控除対象となる配偶者及び扶養親族の所得要件の変更

上記の変更により、所得見積額が10万円引き上げられるのに併せて、控除対象となる所得要件も10万円引き上げられます。

対象者	令和元年（平成31年） までの所得要件	令和2年からの 所得要件
控除対象配偶者	38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
扶養親族	38万円以下	48万円以下

○所得が高い方を除き、税額に影響ありません

今回の改正では、原則、公的年金等の金額が1,000万円以下の方で、かつ、年金以外の所得が1,000万円以下または給与収入が850万円以下の方は、源泉徴収される所得税額には影響ありません。

※詳しくは同封の「作成と提出の手引き」または年金機構ホームページをご覧ください。年金事務所または税務署へご相談ください。

扶養親族等申告書の提出をお願いします 提出すると該当する控除が受けられます

①控除対象となる配偶者または
扶養親族がいますか

いる

提出が必要

いない

②ご本人が障害者または
寡婦（寡夫）に該当しますか

該当する

提出が必要

該当しない

提出が不要

提出されない場合でも、源泉徴収の所得税率（5.105％）は変更ありません

控除対象の条件や障害者、寡婦については同封の「手引き」をご覧ください

扶養親族等申告書 記入方法のポイント

署名

同封の申告書に提出年月日、
ご本人の氏名をご記入ください（代筆の場合は押印）

記入

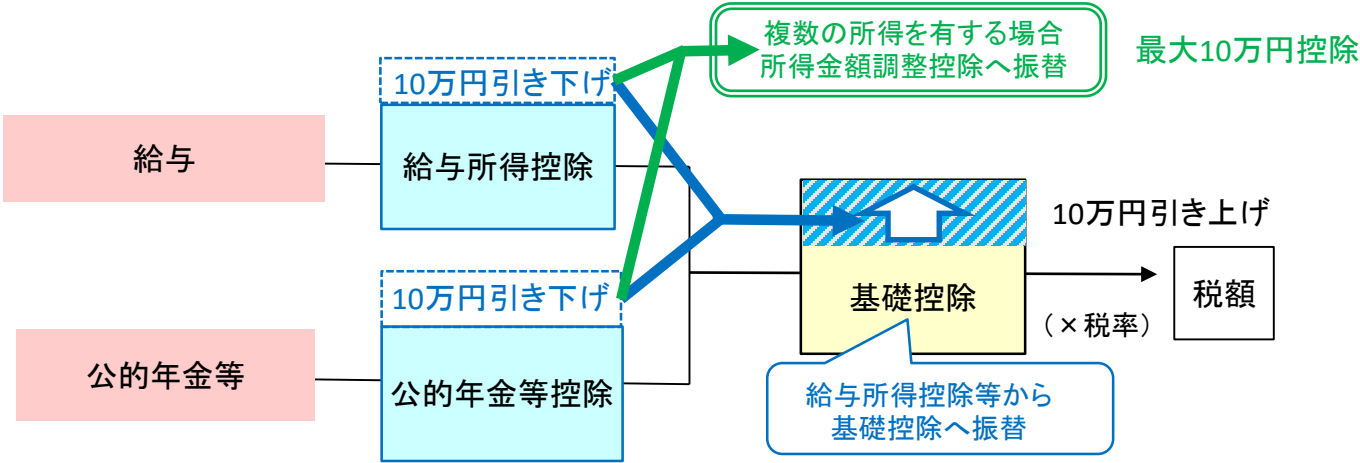
提出の手引きをよく読み、配偶者・扶養親族の氏名その他の
事項をご記入ください

投函

返信用封筒に切手を貼って申告書を封入し、申告書に記載
されている提出期限までに届くよう、投函ください

○所得額の計算方法の変更

今回の改正により、給与所得控除額、公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げとなりますが、基礎控除が10万円引き上げとなります。



※給与または公的年金等の所得があり、給与収入が850万円以下の方および公的年金等の金額が1,000万円以下の方は、収入に前年から変更がない場合でも、所得見積額は原則10万円引き上がります。

○控除対象となる配偶者及び扶養親族の所得要件の変更

上記の変更により、所得見積額が10万円引き上げられるのに併せて、控除対象となる所得要件も10万円引き上げられます。

対象者	令和元年（平成31年） までの所得要件	令和2年からの 所得要件
控除対象配偶者	38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
扶養親族	38万円以下	48万円以下

○所得が高い方を除き、税額に影響ありません

今回の改正では、原則、公的年金等の金額が1,000万円以下の方で、かつ、年金以外の所得が1,000万円以下または給与収入が850万円以下の方は、源泉徴収される所得税額には影響ありません。

※詳しくは同封の「作成と提出の手引き」または年金機構ホームページをご覧ください。
年金事務所または税務署へご相談ください。